

手話言語法ニュース

2018年8月31日 No.55

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F
TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445
手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二
法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩
普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・倉野直紀・山田稔彦
条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

各地で広がる手話言語条例イベント

埼玉県

7月26日（木）13:00～16:00 さいたま市文化センター小ホールにて「さいたま市手話言語条例（仮称）に関するシンポジウム～ノーマライゼーション条例とともに輝く手話言語条例を～」を開催し、市議会議員、行政職員、会員を含めた265名の参加者が集まりました。



会場の様子

基調報告では明石市の泉房徳市長（以下、泉明石市長）から「手話言語条例がめざすまちづくり」をテーマに同市で制定されている「手話言語・障害者コミュニケーション条例」、「障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」それぞれの考え方、取り組み状況や効果についての話がありました。



泉明石市長

シンポジウムでは、連盟事務局長の久松がファシリテーターを務め、シンポジストとして泉明石市長、富士見市の星野光弘市長、埼玉県議会の山下勝矢議員、さいたま市聴覚障害者協会川津雅弘会長、さいたま市手話通訳問題研究会の渥美葉子氏が登壇し「手話言語は音声言語に比べて地位が確立されていないため条例が必要であること、ろう者、中途失聴難聴者が社会で力を発揮するには手話が不可欠」等の意見が出され、手話言語条例の制定に向けて強いアピールを行い、盛況のうちに終了しました。



シンポジウムの様子



さいたま市PRキャラクター「ヌウ」

全国手話言語市区長会のお知らせ

●手話市長会会員数500名突破

今年で設立から3年目を迎える手話市長会の会員数が皆様の働きかけにより7月31日時点で、「504自治体（9町村長）」となりました。

・手話市長会 会員一覧

<https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/20180731-sgh-chokai-nyukai.pdf>

●手話劇祭開催地決定

10月28日（日）に福島県郡山市において「手話劇祭」が開催されます。

今年は、「千葉ろう者劇団九十九」をお招きし公演、記念講演を行う予定です。

また、昨年と同様に託児も可能になりますので、参加申込、託児をご希望の方は手話劇祭実行委員会にお問い合わせください。

・手話劇祭実行委員会（郡山市保健福祉部障がい福祉課内）

TEL：024-924-2381 FAX：024-933-2290

E-mail：syougai-fukushi@city.koriyama.lg.jp

イベント開催情報

2018年9月17日（月/祝）に岐阜県岐阜市のOKBふれあい会館サランカホールで、手話言語条例制定記念イベントが開催されます。入場料・申込は不要になります。

記念講演の講師には日本最初のろう主演女優の忍足亜希子（おしだりあきこ）、ミニコンサートでは全盲の歌手の若渚（わかな）、手話パフォーマンスでは手話を取り入れたボーカル&パフォーマンスグループの「HAND SAIGN」が出演予定です。詳しくは「岐阜県聴覚障害者協会事務局」までお問い合わせください。

●岐阜県聴覚障害者協会 事務局

TEL：058-278-1301 FAX：058-274-1800

地域が変わった! NO. 3 ～条例制定後の今～

今月は、群馬県聴覚障害者連盟より群馬県の施策や課題などを紹介します。

～群馬県のその後～

一般社団法人 群馬県聴覚障害者連盟

「群馬県手話言語条例」は2015年4月施行され、3年目を迎えました。その実施計画は条例に基づく「手話施策推進協議会」で審議を進め策定されました。主な施策は①手話の環境整備②手話の社会啓発③手話の教育環境の整備とし、2016年10月から展開しました。

【概要】

1. 手話の環境整備

(1) 手話を学ぶ機会確保

県職員が手話を学習する取り組みを推進するため、窓口業務に従事する県職員の手話研修を10ヶ所で開催し、また、県消防学校での手話講座もおこなった。今年度も継続している。



消防学校手話講座の様子

「聴覚障害基礎知識」や「手話・手話通訳について」の講義と実技をおこなっている。

(2) 手話を用いた情報発信

今年1月にろう者と聞こえる人の間でコミュニケーションを行うため遠隔手話サービス事業を開始。県施設3か所の窓口タブレットを設置。

(3) 手話通訳者等派遣体制の整備

手話通訳者の研修、手話通訳者養成に必要とする指導者の育成、研修会を実施。

2. 手話の社会啓発



ショッピングモールでのイベントの様子

(1) 県民への手話の普及・啓発

県民への手話の普及・啓発を目的とした啓発イベントを県が実施し、聴障連も当事者関係団体とともにイベントの協力を行った。2017年度はショッピングモールで開催し手話ソングの披露、手話教室を行い、親子連れ、買い物

客など500名以上が立ち寄った。

・聴覚障害者への対応ができるように、条例の解説や簡単な手話などを掲載した事業者向けリーフレットを県が2万部作成した。

(2) 事業者への手話の普及・啓発

・企業などにおいて手話の普及が進むよう、事業者が従業員に対して手話講習会を4件開催した。

・従業員等に対する手話講習会を実施する企業等のために、県が実施費用を補助。補助上限は1回1万7千円×3回までで、講習内容は手話だけではなく要約筆記の学習も補助の対象となっている。

(3) 手話に関する調査研究への支援

・国立大学法人群馬大学との事業共催として、群馬大学公開講座「手話で学ぶ手話学」を実施し、「学術手話通訳に対応した通訳者養成」事業シンポジウムの後援・協力を行った。

3. 手話の教育環境の整備

(1) 各個人に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備

・ろう学校における手話を含む多様なコミュニケーション手段を用いた各教科等指導を充実させ、手話を用いた教科等の指導を行っている。

・ろう学校教師の手話の技術の向上と聴覚障害者への知識を学ぶ研修会が予算化され、このうち年4回、群聴障連より講師を派遣し手話を指導している。

【条例施行後の変化】

・施行前は企業からの手話講習会の依頼はなかったが、施行後は2、3件あり、手話への理解が広まったと感じています。また、県職員が簡単な挨拶や名前に手話を使うようになり、今後よりよいコミュニケーションがとれるようになってくると思います。

教育分野に関しては、教員採用試験では、手話通訳者の資格を有する受験者は、一次選考において加点する制度を導入することが教育委員会より発表されました。来年度から適用されます。これによって手話のできる教員が増えること、ろう学校等での手話環境の整備がさらに進むことが期待されています。

・群馬では、県条例のほか、県内すべての市(12市)と2町で手話言語条例が制定されています。条例制定をきっかけに、各自治体の行政や議会と地域ろう協会との連携が強化され、それぞれ地域独自の施策が展開されています。手話通訳者の設置を検討している自治体もあり、ろう者の社会参加がさらに広がることを期待しています。

「手話言語の国際デー」記念イベント開催



- 主催：世界ろう連盟アジア地域事務局
公益財団法人 日本財団
後援：外務省、国連広報センター
協力：一般財団法人 全日本ろうあ連盟

- 日時：2018年9月23日(日・祝)
第1部…13:00～14:30
第2部…15:00～16:30

- 場所：六本木ヒルズ森タワー
YouTube Space Tokyoスタジオ

- 内容：第1部
・記念講演…講師 アダム・コーシャ氏
(ハンガリー・欧州議会議員)
・駐日大使の紹介
・アジアのろう者とのライブ中継
・Googleプレゼンテーション
「(仮題)テクノロジーが果たす役割」

- 第2部
・パネルディスカッション
「手話言語とコミュニケーション(仮題)」
★パネリスト
アダム・コーシャ氏
マーハ・ジョン氏(国際基督教大学(言語学))
平井伸治氏
(手話を広める知事の会会長(鳥取県知事))
★コーディネーター
石橋大吾(全日本ろうあ連盟 理事)

- ・祝賀アトラクション 庄崎 隆志氏

※記念イベントの様子は、「YouTube」及びIPTV「アイドラゴン4」を経由してライブ配信される予定です。
また、詳細な情報は今後連盟ホームページに掲載予定です。